

かいごほけんニュース

高齢介護課介護保険グループ
内線2141・2142

前回11月1日号で、短期入所生活介護、短期入所療養介護と居宅療養管理指導を掲載しました。今回は、高額介護サービス費の支給、食事代の標準負担額の軽減と住宅改修費の支給を紹介します。**高額介護サービス費の支給**
利用者が同じ月に受けた在宅サービスと施設サービスの利用者負担額の合計（同じ世帯内に複数の利用者がいる場合は世帯合計額）が高額になり、利用者負担額の上限額（表1参照）を超えた場合には、申請により超えた分が高額介護サービス費として支給されます。なお、高額介護サービス費の支給該当者には、申請書を市から送付します。
食事代の標準負担額の軽減
施設サービスを利用したときの食事の標準負担額が軽減されます（表2参照）。



NOVEMBER.15



住宅改修費

市では、9月1日から住宅改修費の支給申請に受領委任払い方式が加わりました（表3参照）。

【受領委任払い方式】

居宅要介護被保険者、または居宅要支援被保険者が市に登録した施工業者による住宅改修の工事を行った場合、かかった費用のうち**支給対象額の1割**を登録施工業者に支払い、後から登録施工業者が市に9割分を請求する方式。

【償還払い方式】

居宅要介護被保険者、または居宅要支援被保険者が住宅改修にかかった費用の全額を施工業者へ支払い、後に支給申請を行い、かかった費用のうち**支給対象額の9割**を払い戻す方式。

〔登録施工業者の登録〕

10月1日現在、市に登録されている受領委任払い扱い施工業者は表4のとおりです。

住宅改修費受領委任払い施工業者の登録を希望される事業者

は、随時登録していただきますので市の高齢介護課へお尋ねください。

〔住宅改修の改修例〕

住宅改修費の支給内容は、手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修を行ったときに、住宅改修費が支給されます（表5参照）。
〔費用のめやす〕
20万円を上限とします。

未納期間がある場合

介護保険料の未納期間がある場合は給付制限があります。いったん全額をお支払いいただき、後日9割分が市から支払われる場合や、自己負担割合が3割になる場合があります。介護保険制度は、皆さんで支え合い助け合う制度です。介護保険料の納付が遅れている場合は、職員が納付のお願いに訪問する場合がありますので、よろしくお願ひします。

表2 食事代の標準負担額の軽減

世帯の種類	1日につき
一般世帯の方	780円
世帯全員が市民税非課税の方	500円
生活保護を受給している方または市民税世帯非課税で老齢福祉年金を受給している方	300円

標準負担額の軽減を受けるためには、高齢介護課への申請が必要です。

表1 高額介護サービス費の支給

世帯の種類	上限額 (世帯合計)
一般世帯の方	37,200円
世帯全員が市民税非課税の方	24,600円
生活保護を受給している方または市民税世帯非課税で老齢福祉年金を受給している方	15,000円

住宅改修費・福祉用具購入費の1割負担額、施設での食事の標準負担額、日常生活費等の利用料は、対象外です。